

議案第七九号

三朝町公立中学校季節分校設置についで  
三朝町公立中学校に左の通り昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日まで  
の同季節分校を設置するものとする

記

| 名            | 設置の場所           |
|--------------|-----------------|
| 三朝町公立中学校季節分校 | 三朝町大字飯原一・二六番地の一 |
| 三朝町公立中学校季節分校 | 三朝町大字鉛山二六番地     |
| 三朝町公立中学校季節分校 | 三朝町大字福吉二三一番地    |
| 三朝町公立中学校季節分校 | 三朝町大字下畑五七二番地    |
| 三朝町公立中学校季節分校 | 三朝町大字福本二二八番地    |

原案可決

昭和三十一年十二月二十六日  
議決

提出  
三朝町長 坂出 雅  
三朝町議会議長 天野 廉

